平成２３年（フ）第２２６号
富山市西宮町５番16号
破産者　金井　順子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第４４４号
愛知県豊田市山之手４丁目106番地
破産者　成瀬　嘉昭
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２３年（フ）第４４５号
愛知県豊田市山之手４丁目106番地
破産者　成瀬　治子
1　決定年月日　平成24年５月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４２１号
大阪市生野区鶴橋５丁目５番13号
破産者　有限会社植田製作所
1　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
2　一般調査期日　平成24年７月12日午後３時30分
平成24年５月11日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２２０号
大阪府松原市丹南５丁目９番地の２
破産者　網田　昭義
1　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
2　一般調査期日　平成24年７月23日午前11時
平成24年５月11日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２０１７号
福岡市東区松島６丁目12番２号
破産者　株式会社庄屋
1　破産債権の届出期間　平成24年６月11日まで
2　一般調査期日　平成24年７月26日午後２時
平成24年５月９日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４０２号
札幌市豊平区西岡３条８丁目11番30号
破産者　さくらオペレーション株式会社
1　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
2　一般調査期日　平成24年７月18日午後１時30分
平成24年５月11日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２２１号
宮崎市霧島１丁目３番地11　ユーミーきりしま202号
破産者　山崎　幸二
1　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
2　一般調査期日　平成24年７月27日午前10時15分
平成24年５月14日　宮崎地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第６７７号
大分市大字駄原595番地の４　ささきビル403、開始決定時の住所大分市大字羽田473番地の６
破産者　工藤　秀徳
1　破産債権の届出期間　平成24年６月20日まで
2　一般調査期日　平成24年７月27日午前10時
平成24年５月11日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３６号
滋賀県草津市木川町864番地　レジデンス草津304号、前住所滋賀県草津市草津町1454番地34
破産者　プロテックこと　深水　　洋
1　破産債権の届出期間　平成24年６月25日まで
2　一般調査期日　平成24年７月20日午前11時10分
平成24年５月11日　大津地方裁判所民事部

破産債権の特別調査期日

平成２３年（フ）第３２４９号
大阪府吹田市藤白台４丁目11番８号
破産者　上田　　修
特別調査期日　平成24年６月29日午後２時
平成24年５月14日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１１号
北海道室蘭市増市町１丁目17番18号
破産者　岡島　美華（旧姓本木）
異議申述期間　平成24年６月25日まで
平成24年５月14日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２３年（フ）第２２１４号
福岡市東区東浜２丁目８番91号
破産者　グローバルトレーディング株式会社
異議申述期間　平成24年７月９日まで
平成24年５月８日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２０号
福岡市西区今宿東３丁目33番１―302号
破産者　寺田　博明
異議申述期間　平成24年７月９日まで
平成24年５月８日
福岡地方裁判所第４民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第２２号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水多加志
免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
平成24年５月11日
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２３号
兵庫県芦屋市浜町９番17号
破産者　清水加代子
免責意見申述期間　平成24年７月13日まで
平成24年５月11日
神戸地方裁判所第３民事部

特別清算終結

平成１８年（ヒ）第１０４号
鹿児島市照国町13番41号
清算会社　株式会社ＤＫ商事
清算人　池田　　洹
1　決定年月日　平成24年５月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
鹿児島地方裁判所民事第３部

船舶所有者等責任制限手続開始

次の船舶所有者等責任制限手続事件について、以下のとおり責任制限手続を開始した。

平成２４年（船）第１号
函館市浅野町５番23号
申立人　北海道海運株式会社
1　責任制限手続開始決定の年月日時　平成24年５月11日午後１時
2　責任制限手続開始決定の主文
別紙１記載の船舶に係る別紙２記載の事故から生じた物の損害に関する債権について責任制限手続を開始する。
3　供託委託契約に係る一定の金額の総額
１億3048万4460円
4　管理人　函館市新川町23番１号　函新ビル堀田法律事務所　弁護士　堀田　剛史
5　申立人及び知れている受益債務者の氏名又は名称並びにこれらの者と事故に係る船舶との関係　別紙３記載のとおり
6　制限債権の届出期間　平成24年７月27日まで
7　制限債権の調査期日　平成24年９月11日午後４時　函館地方裁判所２階３号法廷
8　申立人に対する制限債権（２記載の債権）を有する者は、その債権を６記載の届出期間内に届け出なければならない。
（別紙１）
船舶の表示

船　　名	りゅうえい
船舶番号	141446
船籍港	北海道函館市
船舶の種類	汽船
総トン数	745トン（国際総トン数2053トン）
船　　質	鋼
機関の種類及び数	ディーゼル機関１個
推進器の種類及び数	ら旋推進器１個
進水の年月	2011年７月
所有者	北海道海運株式会社